

特集

平成26年分の確定申告の留意点とよくある間違い・勘違い(所得税)

税理士 延時 隆

1 まえがき

毎年2月・3月は、個人事業者やサラリーマンにとって確定申告で悩ましい時節です。さらに、毎年のように税制改正がありますので、確定申告する内容が、その年分に適用できるのかどうか、調べなければなりません。私たち税理士は、もちろん、そうした改正を習熟しているつもりですが、直前の12月頃まで関与先の税務・経営相談、会社の月次決算・本決算に携わっており、また、相続相談・税務調査の立会いをしています。所得税の確定申告時期になってから、その年分の税制改正に目を通して、毎年のように改正される所得控除の改正、金融税制・住宅税制・寄附金等の税額控除の改正を見直すこととなります。特に近年では、確定申告書の様式(特に際立って、寄附金控除・政党等寄附金等特別控除の区分欄の内容)も変わっています。今回、所得税の確定申告に際して、注意すべきところ、間違い・勘違いしやすい事例を記述していきます。

■所得税等・消費税等の申告期限と口座振替日

確定申告	申告期限 ・法定納期限	口座振替日	口座振替日 (延納)
所得税 ・復興特別所得税	平成27年 3月16日(月)	平成27年 4月20日(月)	平成27年 6月1日(月)
消費税 及び地方消費税	平成27年 3月31日(火)	平成27年 4月23日(木)	—

(※)延納に係る利子税の税率:年1.8%。消費税等の口座振替の延納制度は無し。

■平成26年分の所得税から適用される主な改正事項

- 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置の廃止
- 国外財産調書制度の創設(平成26年1月1日以後)と罰則規定の適用(平成27年1月1日以後提出すべき調書に適用)
- 特定の居住用財産の買換え等の要件の引下げ(措法36の2、36の5)
- 住宅借入金等の税額控除の緩和(措法41)
適用外であった耐震改修分が対象となった
- 認定長期優良住宅(認定低炭素住宅)の新築等の場合の税額控除(措法41の19の4)(平成26年4月1日以後居住分)
- 社会保険診療報酬の所得計算の特例(措法26)
総収入金額7,000万円超の場合、適用外
- ゴルフ会員権等の譲渡損失と損益通算の不可(所令178①二)(平成26年4月1日以後)
- 所得税の予定納税の見直し(所法104②)
- 通勤手当の非課税限度額の引上げ(所令の一部改正・平成26年10月20日施行) <http://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index.htm>

2 平成26年分の確定申告の留意点

○上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置の廃止

上場株式等を平成26年1月1日以降に譲渡をした場合、その譲渡所得に対する税率は15.315%(地方税5%)となりました。

上場株式等を含めた有価証券の譲渡益・配当金・償還差益に対する税率

		平成25年分	平成26年分以降
譲渡益	上場株式等	10.147% (所7.147%、住3%)	20.315% (所15.315%、住5%)
	非上場株式等	20.315%(所15.315%、住5%)	
配当金	上場株式等	10.147% (所7.147%、住3%)	20.315% (所15.315%、住5%)
	非上場株式等	20.42%(所20.42%、住:賦課徴収)	
償還差益	公募・株式投信	10.147% (所7.147%、住3%)	20.315% (所15.315%、住5%)